

2019年3月22日

## 「加圧シャツ」の販売事業者9社に対する措置命令－消費者庁

---

2019年3月22日、消費者庁より、加圧による痩身効果及び筋肉増強効果を標ぼうするシャツ等（以下「加圧シャツ等」といいます。）の販売事業者9社に対して、景品表示法に基づく措置命令（以下「本件措置命令」といいます。）が出されました。詳細は下記URLから御覧下さい。

記

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/release/2018/#190322\\_1](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2018/#190322_1)

上記9社は、あたかも着るだけで短期間に痩身効果や筋肉増強効果が得られるかのような広告等の表示を行って、「加圧シャツ等」を販売等していたところ、消費者庁は、このような表示には合理的根拠がないと認定し、再発防止などを命じる本件措置命令を行いました。

なお、上記9社は、弊社とは何ら関係がなく、また、上記9社の「加圧シャツ等」も、弊社が提供する「加圧トレーニング」とは全く関係ありません。弊社の「加圧トレーニング」は、決して何かを着るだけで効果が得られるものではなく、専用のベルトで適切に血流を制限した状態で行うトレーニングであって、その効果が実証されている科学的なトレーニング方法であります。

弊社と致しましては、「加圧トレーニング」が正しく普及していくことに、一層尽力して参りたいと存じます。

※「加圧トレーニング」「KAATSU」の名称およびロゴ等は、KAATSU JAPAN 株式会社の登録商標です。



以上